

がけ地近接等危険住宅移転事業

事業概要

がけ崩れ等から住民の生命、身体及び財産を守るため、がけ崩れ等のおそれがある区域（がけ地近接等）内にある既存の住宅（危険住宅）の除却、又は、安全な場所への移転に要する費用の一部を助成します。



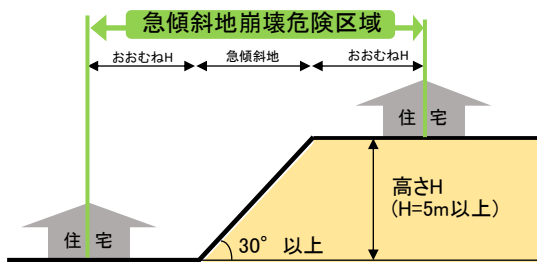
土砂災害での住宅被害の様子



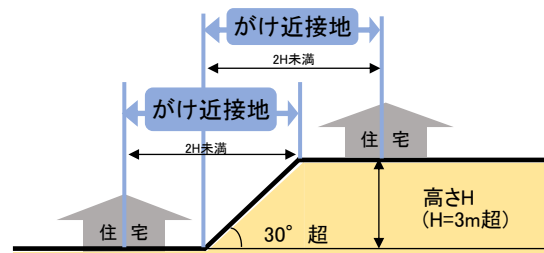
（一財）消防防災科学センター 提供

がけ崩れ等のおそれのある区域とは

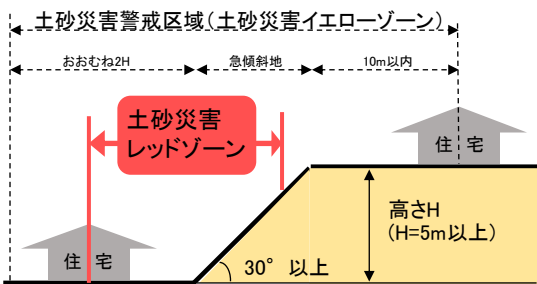
○災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）



○がけ近接地



○土砂災害特別警戒区域（土砂災害レッドゾーン）



※急傾斜地のほかに、地すべりや土石流による指定があります

がけ崩れ等のおそれのある区域から、安全な場所の住宅への移転

※近年、浸水被害が連続して発生しています。がけ崩れ以外にもご注意ください。（移転先の選定や、建設時の工法の検討など）

危険住宅から移転をして、不安を除きましょう！

補助金の活用には、予算に限りがあるため、事前にご相談をお願いします。

【お問い合わせ】
都市建設部住宅政策課
電話番号：0942-30-9241

□補助対象

以下の「対象区域」内にある「危険住宅」からの移転が補助対象になります。

■対象区域

- ①がけ崩れ等のおそれのある区域
 - ・災害危険区域
(急傾斜地崩壊危険区域が該当)
 - ・がけ近接地
 - ・土砂災害特別警戒区域
- ②自然災害の被害が出た場所
 - ・災害救助法適用地域

■危険住宅

- ①既存不適格住宅
(区域指定の以前から存在するもので、現在の建築制限に適合しなくなったもの)
- ②自然災害の被害を受けて県や、市から避難勧告等を受けた住宅

※住宅等には兼用住宅、長屋や共同住宅を含む
※空き家は対象外

□補助金額

以下の2つの補助を受けることができます。

①除却等費：97万5千円（補助上限額）

危険住宅の解体費用、跡地の整備費用、
動産移転費用等

(算出例)

除却費130万円＋動産移転費30万円＝計160万円
対象経費：160万円 > 補助上限額：97万5千円
⇒補助金額：97万5千円

②建設等助成費：計421万円（補助上限額）

(内訳：建物分325万円、土地分96万円)
危険住宅に代わる住宅の新築や購入、それに
伴う土地の購入のために銀行等から借入をした
場合の利息相当額

(算出例)

建設費3千万円＋土地購入費1千万円を銀行等から
借入れ(返済期間30年、金利1%の場合)
利息相当額：A建物 約450万円、B土地 約150万円
対象経費：A 450万円 > 補助上限額：A 325万円
B 150万円 B 96万円
⇒補助金額計：421万円

□補助申請の注意点と流れ

【注意点】

- ・交付決定前に工事契約または工事着手した場合、補助金を受けることができません。
- ・危険住宅の除却等に関しては、市内業者に工事発注予定のものが対象です。
- ・補助事業は必ず、年度内に完了する必要があります。年度をまたぐことはできません。
特に移転の場合は完了までに期間がかかるため、ご相談は早めをお願いします。

【流れ】

